

下水道事業地方公営企業法適用基本方針について

1. そもそも地方公営企業法適用とは

- ①公営企業とは自治体などが運営するガス・水道・病院・下水道などの企業のことで、公営企業の組織・財務などを定めたのが地方公営企業法（以下「法」という）です。
- ②下水道事業は法の適用を受けません。（下図参照）

地方公営企業法の適用の区分（地方公営企業法第2条）		
当然適用 （全部適用）	当然適用 （財務規定等適用）	任意適用
①水道事業 ②工業用水道事業 ③軌道事業 ④自動車運送事業 ⑤鉄道事業 ⑥電気事業 ⑦ガス事業	⑧病院事業	その他の事業 簡易水道事業 下水道事業 など

- ③下水道事業などでも、条例により法を適用することができます。→ **法適用**

2. 法適用に向けた取り組み

- ①昭和 46 年度より整備してきた下水道施設が本格的な更新時期を迎える
- ②事業の経営成績や財政状態などを的確に把握をするためには、現在の会計制度より、法適用して公営企業会計に移行したほうがよい。
- ③総務省より人口 3 万人以上の事業体は平成 32 年 4 月までに地方公営企業法の適用（以下「法適用」という）が要請される。

※名寄市平成 22 年国勢調査人口 30,591 人

- ④市としては本年度より法適用の準備をスタート（平成 32 年度法適用予定）




総務省
 Ministry of Internal Affairs and Communications


国土交通省



下水道事業の法適用推進
 （事業の健全化に向けた施策の指導）

3. 平成28年度の取り組み状況

法適用準備として、事務の全体像の把握、個別の事務の進め方等について検討を行い、円滑に法適化が進むよう基本方針を策定いたしました。

(1) 主な基本方針

基本方針のうち主な項目については次のとおりです

項目	基本方針	説明
1. 法適用事業	公共下水道事業及び 個別排水処理施設事業	現行の個別排水処理事業の管理体制等より、合わせて法適化した方が事業運営上合理的である。
2. 法適用範囲	全部適用	現行の水道事業との統合体制を考慮し、全部適用を行うことの方が事業運営上効率的である。
3. 管理者の設置方針	設置しない	管理者の権限は市長となる。(水道同様)
4. システム構築	水道事業と整合を図る	水道事業で導入済みのシステムと整合を図り、会計事務の効率的な運用を図る。

(2) 今後のスケジュール

	H28	H29	H30	H31	H32
1. 移行準備 ・ 法適用基本方針の検討	1年間				法適用(企業会計移行)
2. 資産調査・整理 ・ 決算書の整理 ・ 工事関連情報の整理 ・ 管路、処理場等資産調査 ・ 資産評価、整理	4年間 (H28~H31)				
3. 移行事務 ・ 関連部局との調整 ・ 条例、規則等の整備 ・ 新年度予算の作成 ・ 職員研修	3年間 (H29~H31)				
4. システム構築 ・ 既存システムとの連携、協議 ・ システム構築、運用テスト等	2年間 (H30~H31)				